

反障害通信

07.1.6

12号

「はやく、ゆっくり」

このことばは、日本脳性マヒ者協会（青い芝の会）の故横塚晃一さんが残したことばです。

横塚さんは、青い芝が、親による障害者殺しに減刑運動が起こることに対して、「障害者は殺されて当然の存在、生まれてくるべきでなかった存在なのか」という告発をし、また交通機関から排除されることに対して、バスへの乗り込み運動（バスジャックという報道がされました）を行っていったその運動の中心にいた存在で、「母よ！殺すな」という著書を残し、理論的運動的な核として動いていたひとです。彼には介助者がむしろ順番待ちしていたという魅力的なひとであったようです。その介助記録が『はやく、ゆっくり』というタイトルで印刷されて残っています。

立岩真也さんが日本には「障害者文化といわれるものが二つある。ひとつは、青い芝の突き出した文化、もうひとつがろう文化」という趣旨のことを『生の技法』という本の中で書いていました。その「青い芝」の突き出したことはさまざまあるのですが、その端的なことばがこの「はやく、ゆっくり」ということばはないかと思っています。

このことばは、一見相反することを言っている、矛盾したことばのようにとらえられません。

「はやく」というのは、たとえば端的には、被障害者が殺されていく状況がある、その状況は何とかなきゃいけない、そういう意味では「はやく」が求められる、しかし、「はやく」ということをもとめる「健全者文化」の中で、被障害者が存在を認められない、殺されていく状況があり、「ゆっくり」ということが被障害者の文化として広めていくことこそが被障害者にとって必要なのだということがあります。

これは立岩さんも書いているのですが、今日の日本の「障害者運動」はまるで、国際障害者年以降の世界的な「障害者運動」のインパクトを受けて始まったような誤解を生み出しているのですが、この青い芝の突き出した地平は、世界的に見ても、ラジカルな（根源性をもった）運動としてあったわけです。確かに、青い芝の突き出しは整理されたものではなかったのですが、それをそれに続く人たちがきちんと咀嚼し、再構築して作業を怠ったがゆえに、日本の「障害者運動」が衰退し、福祉政策が外国における「障害者運動」の波及を受けたガイアツによる法律の見直しの的となるところに、呼応する形でしか動いて来れない事態を生み出したのではないかとわたしは考えています。

この相反するようなふたつのことばは決して矛盾しません。それは前号書いた、「どうでもいいじゃん」ということばにもつながっています。そもそも、人と人との関係をどう作っていくのかを軸においた、ひとの標準的に人間像の押し付けに対して、それらのことを時には反転させながら「どうでもいいじゃん」ということを突き出していくこと、できる

ければならないという押し付けを跳ね除けるということと、できること自体を否定するものではないということにそれはつながっていきます。はやくということ否定しないけど、はやくなければならぬということ否定する、そんなところで、何が必要なのかということ求めていくこととして、この「はやく、ゆっくり」ということばがあるのではと思っています。

(み)

お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。巧く印字でないひとはメールで連絡ください。また縦 2 段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

「反-情報・コミュニケーション障害」コーナー⑨

手話サークル・手話通訳のジレンマ―「はやく、ゆっくり」をめぐる―

三村洋明

木村晴美さんがろう文化ということを色んな形で語っていました。その中で、聴者の文化とは違った、競争的な効率的な文化とは違ったろう文化ということ語っていました。わたしはその文化ということが、排外主義的な内容をもっているところでの違和を感じていたのですが、今改めてそのようろう文化ということを押さえなおそうとしています。その文化というのが、どこまで普遍化されたろう文化として語りうるかということがあるのですが、…。それは、巻頭言に書いた「はやく、ゆっくり」の「ゆっくり」に相当する文化といえることではないかとも言えます。そのことは、いわば、被差別者のアジール（「解放区」とか「避難場所」とか訳されています）とでもいうべき、反差別の文化ともつながりえるのではないかとも思ったりしています。

さて、わたしは手話をコミュニケーション手段として勉強する中で、素敵なろう者との出会いの中で、手話を学ぶとは単なるコミュニケーション手段の獲得だけではないと思い始めました。当時は「国際障害者の 10 年」の真っ只中で、そのスローガンは「完全参加と平等」を掲げていました。「障害者の社会参加」ですが、わたしはむしろ「なぜ障害者が差別的な社会に参加しなければならないのか、障害者にも差別する権利を与えよ」という論理になっていないか？　そういうところへの批判という意味もこめて、手話の勉強というのは、聴者のろう文化への参加ということではないか」というような思いを持ったものです。そういう中で単なるコミュニケーション手段ではない、手話の世界の魅力にとらわれていたのですが……。

さて、そういう中でも、ひとつの矛盾を感じ始めます。というのは、手話を学ぶ中で、手話通訳ということが、いかに効率的に通訳するかということ求め、手話サークルにお

いても、手話の技術の向上を求めていく、そのことが手話の技術をめぐる差別の問題につながっていくというジレンマが生じるのです。

それはそもそも通訳ということがスムーズなコミュニケーションの媒介ということにある以上逃れられないことです。

では、そのことは逃れられないことなのか？ それは、ろう者自体は手話の世界の中ではスムーズなコミュニケーションが取れていく中で、「ろう者の問題とは障害者の問題ではなく、むしろ言語的少数者であるという意味で、民族問題に近い」という論理さえ生まれ、ろう者自身も能力主義的な差別の論理に取り込まれ、他の被障害者に対して差別的に立ち現れる側面さえ持っていたわけです。ただ、そもそも民族問題自体も、差別の問題なわけです。民族なる実体があるわけではなく、民族概念自体が差別の中で規定された概念なわけです。さらに、民族問題といえない問題がでてきます。たとえば、言語というものは一般的に生まれたところの主流の言語を身に付けていくのですが、ろう者は第一言語が手話であり、聴者のようにその生まれたところの第一言語が第一言語とはなりがたいのです。そこで「障害者」として規定されていく構造があるわけです。

おそらく、そのあたりのことはろう者が他の被障害者との交流の中で、その共通項を見出していけることなのですが、今までそのことは余り十分になされてこなかった現状があります。コミュニケーション・情報障害の困難さともいいえることでもあったわけです。

さて、話を手話通訳や手話サークルに転じます。手話を学ぶということがろう文化への参加という意味を持っていて、それが被差別者のアジールとも言うべき場への参加という意味をもち、差別社会とは違ったその場の暖かさを感じ、その中で居心地よさのようなことも感じえるのですが、問題はそんなに単純ではありません。というのは、手話の学習ということの中で、ろう者サイドから手話通訳ということを求められ、また、手話講習会等も手話通訳の養成講座という名を冠し、そして手話サークル自体も手話通訳者を育てるということを担当される構造があるわけです。そういう中で、手話の技術をめぐる差別の問題が生じてきます。被差別の文化としてのろう文化への参加ということにゆがみが生じてくるわけです。

さて、このことを越えていく道筋は何か？ そもそも手話通訳の目的とは何かということをはっきりさせることです。手話通訳の中立性の議論が繰り返してきます。そして、おそらく、今後、ろう者を抑圧する立場での手話の学習者も出て来るとは思いますが、わたしたちサイドからははっきりとろう者側に立った手話学習者として、手話通訳者として自己を確立していく、そしてろう者や手話の世界に参加してくる聴者が、被障害者との連帯の中で障害とはそもそも何かということをとらえ返せた中で、効率性のみで進めていく社会への批判をもった、そこでの「はやく、ゆっくり」という文化の確立の中で、そのことは乗り越えられるのではないのでしょうか？

HP 更新通知・掲載予定

◆「反障害通信 12 号」アップ(07/1/6)

たわしの読書メモ（9）

・熊野純彦『レヴィナス入門』（岩波新書）

ハイデッガーの影響を受けつつ、ユダヤ人として周りのものをナチス・ドイツのホロコーストで殺された経験から、ナチス・ドイツの協力者となったハイデッガー批判を、なしでいったレヴィナスの入門書。ハイデッガーの道具―不安―欲望に糧―疲れ―渴望を対置しています。世界の外から来る他者という他者論は、他者との関係としての倫理として、倫理の新たなとらえ返しをわたしにもたらしてくれたのですが、受苦的存在論としてネガティブなところに陥っていき、倫理主義にも陥っていったのではないかととらえ返していました。

現象学らも影響を受けたレヴィナスが現象学の共同主観性論あたりからの他者論のはみ出しになぜ陥っていったのか、そのあたりのことも考えていたのですが、わたし自身の学習が必要なようです。

・熊野純彦『レヴィナス 移ろいゆくものへの視線』（岩波書店）

廣松さんから影響を受けた熊野さんの廣松理論からはみ出すところに、このレヴィナスがあるのではと読んでいました。レヴィナスはフェイルバッハの受苦的存在論につながるネガティブなところで、享受を傷としてつなげ、皮膚の老いのしわへと否定的なものにつなげます。関係それ自体も暴力としてとらえてしまっています。上記のユダヤ人としての周りのものをナチス・ドイツのホロコーストで殺されたという原体験からきているのではないかとも思えるのですが、他者がまさに性悪説的なところで登場してきます。そのことは差別における古典的理論を展開したメンミの、差別の根拠として「異質性嫌悪」を持ち出したことにもつながっているのではないかと読んでいました。唯一の救いは「愛撫論」、これは直接的には触覚に関係するところですが、このことは熊野さんも指摘しているように、他の感覚にも広げられます。このあたりはむしろ享樂としての他者論につなげられると思うのですが、またなぜ、死するものとしての存在を否定的なことにつなげていくのか、他者とのふれあいはそして、糧の中でいきっていくことには喜びという面もあるはずです。そのようなところで、レヴィナスが陥ったネガティブさを、なぜ熊野さんはそれ自体もひとつの物象化ではないかと、とらえ返さなかったのでしょうか？

・熊野純彦『差異と隔たり 他なるものへの倫理』（岩波書店）

再読です。この本は3年くらい前に読んでいたのですが、熊野さんの本をずっと追いかけた後に読むと、また違って読めました。他者論、時間論、言語論の構成になっているのですが、それらがいかに絡み合っているのか、興味深く読んでいました。熊野さんは和辻哲郎あたりから、ちょうどレヴィナスがハイデッガーあたりから入ったように、論考を始めたのでしょうか？ それにしても、なぜ熊野さんはネガティブさに陥っていったのか、そのあたりのことが今ひとつはっきりしません。

ひとが共振的存在というところも含めて、共同主観性を形成していく道筋ということがなぜこの論考から抜け落ちているのか、むしろ熊野さんの言語論あたりからすると、共振性がでてくると思うのですが、・・・。

熊野さんの単行本はこれで一応お終い。後は『差異のエチカ』という共同編集の本です。

反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－(10)

三村洋明

第3章 障害各論

(はじめに)

従来の医療モデルでは、障害各論は「全身性障害」「視覚障害」「聴覚障害」「精神障害」「言語障害」「知的障害」「認知障害」・・・というような羅列が為されてきました。

医療モデル的「障害」から出発しながら、障害の中身をとらえ返し演繹していく作業は、「障害者」と規定される個別被障害者が抱えさせられている問題を押さえる作業としては意味があるのですが、障害の性格があいまいになり、また被障害者が医療モデル的な「障害」ごとに分断されていく現実もありました。

ここでは、新たな試みとして、社会モデルに沿った、障害各論を展開してみます。その中で医療モデルところからの障害分析との架橋を果たしたいと思います。従来の医療モデルからするとかなり重なったりしていますし、その項目自体もかなり重なり合っています。要素－エレメントではなく、契機－モーメントということにとらえられることではないかとも押さえています。重複を恐れず繰り返し展開してみます。

アウトラインを提起し、今後の共同作業のたたき台として出してみます。

これまでの医療モデル的な意味での「障害」からの脱却の中で、障害が実はいかに普遍性を持っているかの指摘にもなるかと思っています。

まさに、「障害者にとって生きやすい街、暮らしやすい街は、みんなが、生きやすい街、暮らしやすい街」という提起が現実のものとして現れるのではないかとも思います。

ひとつ、誤解のないように書いておきますが、医療モデルに沿ったところからの「障害」のパラダイム転換的な内容での障害各論の必要性を否定するわけではないということです。それはあくまで、医療モデル的なところで演繹でなく、パラダイム転換の内容を持った各論であることを重ねて強調しておきます。それはそれで、展開していく必要があります。ただ、それは被障害者の当事者が中心になって論を展開していくことで、それを共同作業としていわば百科全書的にシリーズ本として出していく必要も感じています。わたし自身「吃音者」という立場でノートの的な文を書いてもいます。それにこの原論的なことの作業として冒頭につけ、各論的なところを後に続ける、そして最後にもう一度まとめる作業をするというアウトラインになるでしょうか？

おそらく、そのような作業以前にまだ障害概念自体の確立さえおぼつかない事態、また何を取り上げていくのかということ、もれということが起きていき、各論の項目の無限的な追加が必要になっていくでしょう！ そういう意味でも、その作業は後に続く人たちの作業にまかせ、ここでは、社会モデルの線からの、各モーメントからの各論にとどめます。

第1節 その存在を無視されることによって生じる障害

もっとも端的な例は、第2節と重なる交通における物理的障壁による障害です。これについては第2節に譲ります。

さらに色んな器機が作られる中で、その器機の普及が障害が増幅されるという問題も指

摘されています。アメリカのリハビリテーション法の中で、新たな器機の開発の際には、その開発によって不利益を被るひとがいる場合、それを解消するための器機の開発が必要という条項が入れられているそうです。

具体的例としては電話の普及が「聴覚障害者」の排除をもたらし、FAXの普及が「視覚障害者」の排除をもたらすなどという例。これは解決不可能な問題でもありませんでした。パソコンの普及の中で、「視覚障害者」が一時的に排除されたとはいえ、音声読み上げソフトなどによって解決されていく道筋が出てきています。そして、声を出せなくなったひとがまぶたでパソコンを操作するとか、電動車椅子がでたり、エレベーターなどがつくられ、それらのことは単に被障害者のためというより、みんなが使いやすいようにというところで開発されていったのではないかとはいえます。

さて、このようなことを書くと科学の発達が障害の消滅をもたらすというような幻想をふりまくことになります。そもそも現在の科学の発達は軍事産業からの転用という面が多いという指摘されていますが、障害の除去ということを軸にしていたら、もっと研究が進んでいたとも言えます。しかるに、現在は現実はいむしろ、資本の論理—金儲け主義の論理で、器機が手に入らないとか、特許などによってむしろ障壁の除去が制限されていく現実もあります。さらに、技術的に可能なことが、なんやかの理由をつけて、そのままにされているという問題が多々あります。

たとえば、国会の審議がインターネットで配信されているのに、字幕も手話通訳もついていないという現実があります。エイズの新薬が開発され、発症がかなり抑えられるのに、それが手に入らない。特許ということが、自然と共生して生きているひとの植物や動物にまでおよび、そのアクセスを拒否する事態も生み出されようとしています。特許それ自体が、障壁となって現れているのです。

さて、「その存在を無視されることによって生じる障害」ということばを使うと、現在の「障害者運動」の動きをつかんでいるひとたちは、法律・条約作りの中で出てきている「配慮が為されない中での障害」というようなことにつなげるひとがいるかもしれません。わたしはこの「配慮」という言葉にはすごい抵抗感を持っています。「配慮」ということばは「してやるのだ」という発想から出て来ているのではないのでしょうか？　そもそも共同性ということを考えてつけなければならないことがついてないということで、それを逆転させて、つけてやるのだというような発想がそこにあるのではないかと思うのです。そこに近代的個我の論理が働いています。それは世界観から問題にしていくことで、そのことは第3節につながる論考です。

最近「障害者の権利条約」や差別禁止法の案作りなどにおいても「配慮」ということばが使われているのですが、そもそも、わたしは「配慮」という言葉は、いわば奴隷制度において、「ご主人様、開放しろ！」という卑屈さを伴った、矛盾した突き出し方ではないかと思うのです。

第2節 交通における障壁による障害

これは端的には、街や建物を作るときに、移動の困難なひとのことを考えないで作ってきたことによる障壁の問題です。被障害者の車椅子移動者がそれらの問題を指摘できます。

歩道橋や階段などがその具体的な例です。駅のホームからの「視覚障害者」の転落事故などの問題もあります。むしろ、昨今福祉のまちづくりや、バリアフリーということの中で、少しずつ焦点なこととして進められてきています。階段のあるところにはスロープ、エレベーター、エスカレーターなどを必ずつけていくという傾向は出てきています。もうひとつ、ここで押さえておきたいことは、第3節にもつながることですが、障壁があっても、そこで、ひとが手を貸していくということで、障壁が乗り越えられるという問題もあります。

これらの作られた障壁—障害という指摘に対して、そもそも別な形で障害があったという話も出てきます。むしろアスファルト舗装がなかったら、車椅子を動かすことさえ大変ではないか、そもそも移動困難な自然があったのだという指摘です。一部あたっているのですが、でも、それでも、純粹なる自然などというものはやありません。街を作っていくときになぜ、被障害者の存在を無視して作っていったのかという問題です。そのようなところで自然が持ち込まれることを繰り返し問題にしています。別の節でもまた述べます。

交通ということをはひとの移動や、物の移動というところに限定して論じていましたが、精神的交通ということ言えば、第1節で述べた器機の開発の際の被障害者の存在を無視したという問題にもつながっていきます。さらに、第5節の情報障害にもつながっていくことです。

バリアフリーをそういう概念で幅広くとらえたところで、さらに被障害者にとどまらない、運動を広げていくことができます。たとえば、小さな段差に高齢者がつまずくとかの問題などから、そして、単に高齢者のみならず、一般的にも起きてくる事故をどう防いでいくのかの問題もあります。ホームからの「視覚障害者」の転落事故は、他のひとたちにも同じように起きる、接触事故も起きるわけです。そのようなところで、防御柵のようなものが幅広く作られてきています。

だから、被障害者がそれらの障壁を取り除くパイロット（水先案内人）役を果たしうるということが指摘もされています。端的には、車椅子使用者の立場から、段差がどのような障壁になるのかを指摘し、福祉の街づくりに活かす役割を担っていくということが実際おこなわれていました。

単なる物理的障壁ということだけでもありません。そのことは精神的交通の問題にも拡大されうることです。最近の被障害者に対する介助者の養成から派遣事業を被障害者が担っていくことも起きています。それらのことは、さらに政治一般にも広げうることです。

まさに、「障害者の生きやすい街—社会は、みんなが生きやすい街—社会である」ということの実践に入っていけるのではと思うのです。

第3節 生きるに必要な手段が遮断されることによる障害

ここで、一番はつきりすることはいわゆる「介助」といわれている問題です。

車椅子の被障害者が「私にとって「障害」なのは、私のような人が使いにくい施設や道路などと、私にできないことがあったとき、そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえないことです。」ということを書いていました。

このようなことを書くと二つの批判がでてくるようです。ひとつは、そもそも自然の掟として、他者の手を借りて生きていく弱いものは淘汰されるのだという主張です。この主張の背景には「ダーウィンの自然淘汰説」が出てきます。「ダーウィンの自然淘汰説」自体が色んな批判にさらされているのですが、そもそもこれこそが、社会的関係を自然的な関係としてとらえるという物象化そのものであるという指摘をしえます。そもそもひとは独りで生きられないからこそ、助け合う関係性を作った、社会を作ったのだと反論できることです。むしろ、他の動物に比べて、極めて世話のかかる子どもとして生まれてくるがゆえに、ひとは相互依存的な社会を作りえたのだという指摘です。「ヒトは障害者として生まれる」という話さえ出てきています。

もうひとつの批判、それは被障害者サイドからでてくる、「わたしはひとの介助を受けず自分でやりたい」という主張です。これをひとの自然な思いとして主張するのですが、果たして、そこでいう自然とは何でしょうか？ かつて、エレベーターやエスカレーターが付けられていった頃、「わたしはそのようなものはつけて欲しくない」と主張している車椅子使用者がいました。階段を他者の手を借りて車椅子で移動する、そこに起きるふれあいを楽しむという主張です。エレベーターやエスカレーターが付けられたら、「それを使いなさい」というようになって、ふれあいがなくなるという話です。こんな話を引用すると、錯誤だとか、選択性が増えること（オルタナティブ）を否定するののかという話になるのでしょうか。この節の冒頭の車椅子使用者の発言も、強がりだとかいう批判になるのかも知れません。でも、別に強がりでも錯誤でもなくて、むしろひとは皆自分のことは自分でやりたいものだ、という考えの方がひとつのとらわれではないかと思うのです。たしかに、生産性が求められ、何でも早いほうがよいとされる傾向の強い社会では、身辺自立なることが求められ、そういう方向に収束しがちですが、一体何のために生産性を求めるのかということを考えていったとき、必ずしもそこに収束しない、共同性があるはずです。まさにひととのふれあいを楽しむという意味において、「わたしはひとの介助を受けず自分でやりたい」とは思わないということは当然のごとく出てくるのではとも思います。

このようなことは、今の「産業社会」といわれる社会で、当たり前とされることが、かつては、そしてまだ現在的にも別な世界観をもったひとたちがいるという話としても出てきます。狩をして得た物は共同体で分け合うというという習慣が残っている共同体で、賃労働が導入され、そこで働き始めたにも拘わらず、賃労働で得た収入をみんなで分け合っているとか、沖縄では、また遠くない時期まで、親をなくした子どもを地域で育てていたとか、いわば自然と共生する民ではそんな風習も生きていました。そもそも、「年寄り」といわれているひとたちの存在もかつてはかなり違っていたのではないのでしょうか？ 確かに、被障害者の間引きとか、姥捨て山伝説とか、その反対のこともあったのですが、必ずしも、そうではない共同性のあり方があったわけで、そのことが被障害者にとってどういう世界だったのでしょうか？ それらのことを進歩史観的な流れとして、自然の法則のようなとらえ方があったのですが、そのようなとらえ方自体が今批判にさらされています。

さて、「(はじめに)」に書いたように、今日新自由主義的、競争原理の貫徹する社会において、かつての共同体がもっていた共同性を解体する事態が生じてきています。たとえば、農村社会における入会権の解体ということが、まずその端緒として出てきたのではとも思

いますが、さらに、自然と共生して生きる民が、薬草とかをみつけ、それを子孫に引き継いでいたことを、企業が特許として取得する中で、その薬草自体を収奪し、そこに生きる民さえ取得から排除していく構造さえ生み出されようとしています。そして、特許が、ヒトゲノムにまで及ぶにいたり、まさに、生きる手段そのものも、市場原理中に放り込まれ、アクセスを拒否されていく構造さえ生まれてきています。命さえも市場原理の中に放り込まれるわけです。

実は何が問題になっているかという、共同性をどのように考え、築き上げるのかという事なのです。

そういう意味で、介助なしに生きられない被障害者が、まさに共同性とは何か、共同性をいかに築き上げていくのかの、パイロットになる、今現在そういう存在になりうる存在としてあるのです。

第4節 コミュニケーション障害

コミュニケーション手段自体が種々あります。音声言語によるコミュニケーション、視覚によるコミュニケーション、書き言葉によるコミュニケーション、触覚によるコミュニケーション、そして、からだ的に何かしら共振しあうというコミュニケーション・・・です。

さて、コミュニケーション障害ということ、医療モデル的にとらえれば、「被障害者が障害をもっている」となるのですが、このあたりのことを、押さえる作業をしておきます。

端的な例は「聴覚障害者が障害を持っている」という話です。で、これは手話を第一言語にするろう者の世界においては、手話を知らないひとがコミュニケーション障害を持っているとなります。

「言語障害者」といわれる場合も、そのひとといつも交流しているひとがそのことばを聞き取れるのに、初めて会うひと、ちゃんと交流しようという意志のないひとはなかなか聞き取れないという相互性の問題も指摘されています。

これらのことは、認知される世界の違いによる、そこの文化の違いによるコミュニケーション障害という問題にもつながっています。「認知される世界の違い」というのは、「知的障害者」とか「精神障害者」といわれる人たちの世界のみならず、民族問題にもつながっていくことです。

それらの相互性－関係性の問題は、待つということや、他のコミュニケーション手段を探るといふときに、はっきり表れてきます。要するにその社会の文化や、その土台になっている社会構造などの問題です。効率性を求め、何でも早いことがよいとされる競争社会、競争原理の貫徹していく社会では、被障害者は排除され抑圧されます。そして、それは被障害者と規定されないまでも、いじめ・不登校などの問題にもつながっていくこと、むしろ競争原理の貫徹する社会において、表層的なこと以上のコミュニケーションがなりたっていくのか、さらにそこから当然そんな表層的なコミュニケーションを忌避していくということさえ起きてくるわけです。そもそも、コミュニケーション障害が社会総体に広がっているのではないかという指摘さえできるのではないのでしょうか？

第5節 情報障害

これは「第2節 交通における障壁による障害」の精神的交通や「第3節 生きるに必要な手段が遮断されることによる障害」ということにもつながっていることです。そして、「第4節 コミュニケーション障害」とセットで語られてきた歴史もあります。

これも「聞こえないから」「見えないから」情報が入ってこないという医療モデルから、「障害者が障害を持っている」とされてきたのですが、むしろ昨今の広報義務の問題とかにからめて、発信する側が、色んなひとがいて、色んな保障が必要であるという認識を欠落させていたがゆえに生じる障害として指摘されてきています。

そして、更に指摘しておかなくてはならないのは、情報障害は単に情報量の違いという問題に留まらなくなるということです。

これはコミュニケーション障害とも直接つながるのですが、情報が入ってこないということは、子どもが育っていく中で言語の獲得とか、ひととのふれあいがなしえないということにもつながっていきます。そこで生じる不利益を指摘しておかねばなりません。

そして、たとえば教育審議委員をしていた三浦朱門が一部エリートには専門的教育は必要だけど、一般大衆にはそのようなものは必要ないという趣旨の発言をしていたことにもつながっていきます。ただ、物言わず従っていく大衆を求めていく、そのような中で、情報操作ということもなされていくのではないのでしょうか？ 小泉前首相のマスコミに対する対策・操作ということもそのような中でなされていたのではとも思います。

そのようなことを含めて、情報障害ということをとらえていく必要があるのではないのでしょうか？

第6節 「美意識」を巡る障害

「美意識」というのは主に視覚の問題として語られています。しかし、他の感覚においても、快い音色、気持ちの良い肌触り、素敵な臭い、何か居心地のよさ、・・・というように拡大しえることです。

これらのことは極めて文化拘束的なことです。「美人」の基準が、歴史的・社会的にかなり異なるということで端的にそのことは表されます。

それでも何か普遍性があるかのような語りがされることから、「障害者が障害をもっている」かのように示されます。

さらに、そのことは「美」ということが商品化されることで、美を巡る価値観での「障害」概念さえ生まれてきています。

ですが、一般的に「美人」といわれるのは視覚を基準にして言われることなのですが、むしろ、視覚にとられる中で、美しさを見失うということも起きてきます。何をもって美しいというのでしょうか？

そして、ひとりのひとの中でも美意識は移ろい行くものです。わたし自身かつて、「吃音の否定性」ととられる中で「吃音者」がもっている姿をかつては直視できないということがありました。それが逆にどもっている他者を見て美しいという思いを抱いたことから、わたしの中でのひとつの転換が起きました。そのことは他の被障害者の問題にもつながっていきます。美というものはそのようなものではないのでしょうか？ これについては、

むしろひとりひとりの美意識なるものが千差万別といわれることもあり、その実例はかなり出て来ます。それでも、普遍的な美意識があるという思い込みこそが、ここでの障害を生み出しているのかも知れません。

誤解のないように書いておきます。これは「できる—できない」ということをめぐる論考の中で語ってきたことと類比しえます。ひとそれぞれ、何をしたいか、その中でできるようになりたいと思うことを、それは差別つながるから、そんな思いを持つてはいけないという主張をわたしはしません。それと同じように、美意識をもつことは差別につながるから美意識を持つてはいけないとか、逆に美意識ということがある、ひとにはセクシュアリティということを含めた志向性ということがあり、それが差別の根拠になっているのだから、差別はなくなるという主張は受け入れられません。

確かに志向性というものがあるのは事実です。そのこと自体は否定しようがありません。ただ問題なのは、ひとりの志向性を絶対化することや、そのことの文化や歴史的に相対的にあることを押さえられないことです。そして、確かに文化拘束的にその時代その社会のかなり広範な美の基準なることは指摘されるにせよ、それがなぜ差別につながるのかという問題です。しかも、美の基準は視覚のみにはない、そんなところで美意識ということ、相対化しておく必要があると押さえています。

第7節 関係性の障害

わたしの障害規定はいわば「障害関係論」とでもいうべきことです。そのことは、「障害の社会モデル」ということにもつながっていることです。ですが、基本的に「社会モデル」の立場にたっているという主張をするひとの中でも、「障害者が障害を持っている、と言いつけることがある」という主張が出てきます。

医療モデルから社会モデルへの転換が叫ばれて久しいのに、繰り返しゆりもどしが起きてくることにそのことは端的に表れてます。

そこで言う医療モデルというのは、自然的身体の問題とされているのではないのでしょうか？ しかし、どこまでが自然かという問題があります。

自然的決定論の端的な例というのは、医療モデル的なところでの「障害素因論」があります。素因論の現在的なふたつの大きな潮流とついでにいいることがあります。「脳の欠損による障害」と「遺伝子異常による障害」です。

「脳の欠損による障害」ということに対しては、逆にリハビリによって脳の中に変化がおきるという研究事例もあるようです。「遺伝子異常による障害」に関しては、確率論的にかなりの高確率で（「確立」なる概念も考える必要があるのですが・・・）、「遺伝子の変異による病気の発生」ということが起きるという問題があるのは事実のようです。しかし、それでさえ、極めて不確実なこと、まるで遺伝子がすべてを決定するかのような話は、むしろ遺伝子工学を勉強しているひとの間から、遺伝子とはひとつの項に過ぎないというような批判も出てきます。

要するに、「身体とは関係性の分節である」というようなことがあり、確かにその中でも、「身体」ということがそれなりの大きな意味を持つことはあるようなのですが、それも函数的関係性のひとつの項にすぎません。さらに、その項自体が、「障害」として浮かび上が

ること自体が、関係性の中で起きてくることであると指摘できます。

さて、「関係性の障害」という言い方をしてしまうと、医療モデル的な意味での「関係性の障害」とごっちゃにするひとがでてきます。医療モデル的な意味での「社会が生み出す障害」というような意味です。端的な例は「公害が生み出す障害」ですが、さらに「排除と抑圧がもたらす障害－差別がもたらす障害」などの例、更に「二次性の障害」などもそのことで表せるのではと思います。さらに、この章で挙げている他の節ともつながっていくことがあります。ここでは、医療モデル的なところから離れたところで、障害各論を論じようとしているので、ここでは指摘にとどめます。

第8節 標準化による障害

「標準化による障害」とは、ひととはこうあるものだという社会的通念があるようで、そこから外れるものを「障害者」として規定していくことによる障害のモーメントです。

繰り返していますが、ひとの標準化ということが生まれたのは、近代的個我の論理が出てきて以降、その背景－土台には資本主義社会における標準的人間労働ということがあります。そのことは、テーラーシステムという、労働者が仕事をしているときに、その後ろでストップウォッチをもって必要時間を計り、標準なるものを設定して、ノルマを設定していくということに端的に表れています。標準的人間労働なる概念は『資本論』における標準的労働時間－標準的人間労働にも指摘されていること、今の社会－資本主義社会における土台的なこととしてあるのではないのでしょうか？ これは、前節にも関わりますが、標準的人間像というのは、自然的なことではありません。生産性が第一主義的におかれる社会に、近代的個我の論理の中で起きていることです。

このようなことを書いていると「ひとは生きるために食べなくてはならないから、生産性は求められる。そこから、標準的人間像は自然的なこととしてでてくるのだ」という主張がでてきます。そして、「実際にみんなが生きられなくなったら、障害者は真っ先に殺されたり、見捨てられたり、間引きされてきた歴史があるのではないか」という話も出てきます。確かにそのような例も示されていますが、逆に被障害者がかけがえのない存在としてとらえられていることもあります。そして「実際に生きられなくなったら」ということは仮定にすぎません。では、ひとが余裕をもって、何のために生きているのかということを考えて生きえる社会ではどうなるのでしょうか？ これらのことは自然ということではなくて、それを物象化として斥け、社会的関係性の問題だと指摘できます。

さて、もうひとつ、ここで問題にしておきたいのは、WHOの障害規定のことです。WHOの障害規定 I C I D H は医療モデル的なところにとらわれているとして、その批判から新しい障害規定をなさんとしました。しかし、そこで出された I C I D H 2 として議論され、I C F として出されたものは、結局医療モデルから社会モデルへの転換に失敗しました。そのことが端的に表れているのは、I C F の中で‘標準’なることばが使われていることです。

この「標準的人間像」なることをいかに脱構築していくか、そのことが問われているのだと思います。

さて、もうひとつ書いておきたいのは、標準化なり普遍化なることが今、グローバルゼ

ーションとしてなされていることに関してです。このことについては、次章の課題になることですが、グローバルゼーションは日本語に訳すると‘普遍化’と訳せるでしょうか？言うまでもなく、普遍化一般が否定的なこととしてあるわけではありません。差別をなくするというのも、ひとつの普遍化です。しかし、現在のグローバルゼーションということは、厳密に言えば、「新自由主義的グローバルゼーション」、「競争原理主義的グローバルゼーション」、「<帝国>的グローバルゼーション」が問題なのです。そこでおこなわれる普遍化なり、標準化ということは格差－差別の拡大再生産でしかありません。ですから、差別をなくしていくための普遍化ということばは、差別的な意味を懐胎しているグローバルゼーションということばでなく、別のことばを、「障害者運動」の中で突き出されてきている、ユニバーサル・デザインの思想を援用して、ユニバーサラーゼーションなる造語をもって、そのことを広めていけたらと思ったりしています。

ここでも、障害問題が他の問題にいかにつながり、普遍性を持っているという指摘ができます。そして反差別運動が世界を変える、新しい世界を作っていく、その水先案内人の役割を、担えるのだと思っています。

(まとめ)

さて、今回出した各論は、あくまで試論です。まだ、きちんと整理できないままに、素案として出しました。これから色んな議論の中で煮詰めていく共同作業のきっかけとも言えるべきことです。繰り返し提起しておきますが、ここで出している各節はあくまでモーメントで、かなり絡み合いつつ、機能していること、それらのこと色んな観点から読み解き、脱構築し再構築していく作業が必要なのだと思います。

次回から最後の章の反差別運動論に入ります。

(編集後記)

◆今回は「はやく、ゆっくり」で特集的なことを組む予定でいました。巻頭言と手話サークル・手話通訳のジレンマのほかに、もう一本、これから「反障害運動の基本文献」というシリーズものを組もうと思います。その最初に、「はやく、ゆっくり」ということばを残した横塚さんの『母よ！ 殺すな』をとりあげようと思っていたのですが、書く前にもう一度、三度目ですが読み直してからと思っていたのですが、移動するときに本をかばんに入れ忘れちゃった。で、そのシリーズを始めるのは次回からです。

◆横塚さんのこの「はやく、ゆっくり」という提言を含め、過去の「障害者運動」の中で語られていたことが、なぜ、風化してしまったのか、あたかも「障害者運動」がなかったかのように、・・・もう一度、きちんととらえ返し、新たな運動－反障害運動を生み出していかなければならないと思っています。

◆レヴィナスを評する熊野さんの論考が、受苦的存在論とつながっていくのですが、果たして受苦的存在なののでしょうか？ それこそが物象化ではないかという思いを抱きました。

それは10号の巻頭言の「ブーメラン」という文に対して、「ブーメラン」って否定的なことばかり書いているけど、ひととひとのあったかいふれあいとしてのブーメランもあるのじゃないの」という読者からの応答から想起していったことなのです。ひとりでいろいろ考えているより、ひととのふれあいの中で得ることこそ、理論的な深化において大きな糧になることだと改めて痛感しています。

◆「反障害原論」は今回、パラダイム転換からする障害各論を展開しました。いろいろずっと前から案を練っていたのですが、まだいくつも落としていることがあるかもしれません。とりあえずの素案、これから何年もかけて熟成していくことになるかもしれません。批判・意見を貰う中で共同作業がなされればと願っています。

◆前号の「どうでもいいじゃん！」ということ巡って考える中で、これはわたしが、差異論として端解していたことにつながっているのではないかと気付きました。当初「差異」として浮かび上がったことを「差異」と“差異”にしていたのに、{差異}と“差異”にしたのは、「差異」には{差異}と“差異”があるとの思いを抱いたからです。この{差異}が、価値両義的な、価値判断を留保することではないかと思えるのです。

そして、この価値判断を留保するというのが「どうでもいいじゃん」ということではないかと。

反障害研究会

■会の性格規定

今、‘障害’という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がりをお求めしていきたいと願っています。

■連絡先

Eメール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>